

利用上の注意

総務省及び経済産業省では、毎年3月31日現在で「情報通信業基本調査」を実施し、調査結果を取りまとめ公表している。利用上の注意は以下のとおりである。

(用語)

- ・「常時従業者」とは、有給役員、常用雇用者(正社員・正職員、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者)をいう。
- ・「正社員・正職員」とは、常用雇用者のうち、正社員・正職員として処遇している者をいう。
- ・「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」とは、常用雇用者のうち、パート・アルバイト、嘱託、契約社員など正社員・正職員以外の者をいう。
- ・「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)(就業時間換算)」とは、正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)を正社員・正職員の就業時間で、換算した人数をいう。
- ・「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている(主として負担している)国内及び海外の親会社、子会社、関連会社等への出向者をいう。
- ・「臨時雇用者」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者をいう。
- ・「受入れ派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま派遣先企業と当該労働者派遣事業主との契約のもとに、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事している従業者をいい、派遣先企業の従業者数計には含まない。
- ・「従業者」とは、「常時従業者」と「臨時雇用者」を合わせたものをいう。
- ・「親会社」とは、企業の議決権の50%を超えて所有している会社をいう。ただし50%以下であっても、経営を実質的に支配している場合も含む。
- ・「子会社」とは、ある会社(親会社)が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社(みなし子会社)を含む。ただし50%以下であっても経営を実質的に支配している場合はこれに含む。
- ・「関連会社」とは、ある会社が20%以上～50%以下の議決権を所有する当該会社をいう。
- ・「(再掲)テレビジョン・ラジオ番組制作業」とは、映像・音声・文字情報制作業のうちテレビジョン番組制作業及びラジオ番組制作業を合計したものをいう。
- ・「2カ年継続回答企業」とは、前回調査及び今回調査で継続して回答した企業をいう。

(数値)

- ・表中の記号の「-」は該当数字なし、「0」は単位未満のものである。
- ・表中の「X」印は、企業数が2以下のため、数値を秘匿したことを意味する。また、企業数が3以上であっても前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も秘匿している。
- ・各結果数値は、項目ごとの有効回答値の積み上げである。
- ・各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入している場合や内訳に未回答の場合があるので合計と内訳が一致しない場合がある。
- ・企業数、事業所数、従業者数、子会社数は毎年度末(3月31日現在)の数値であり、売上高等は調査実施年の過去1年間(前年度)の実績である。
- ・「常時従業者数」の人数は、内訳(「正社員・正職員」等)の計とは一致しない。一致しない人数には、有給役員等が含まれている。
- ・前年度差〇〇%ポイントを「〇〇ポイント」と表記している。

(その他留意点)

- ・各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。また、調査票ごとに回収した企業が異なる場合があるため、同一業種であっても章ごとに回答企業数は異なる。
- ・第1章では、情報通信業を営む企業全体について、企業の営む活動内容に着目した結果(アクティ

- ビティベース)と主たる事業内容に着目した結果(主業格付けベース)の両面を取りまとめている。
- ・ 第1章第1節アクティビティベース結果は、企業の営む活動内容(アクティビティ)に着目して作成している。複数業種を併営している場合は、それぞれの業種に企業全体の数値が計上される。(例えば、回答企業が「電気通信業」と「ソフトウェア業」を行っている場合は、図表中の「電気通信業」及び「ソフトウェア業」にそれぞれ数値が計上される。)

よって、各業種の合計は「全体」の数値と一致しない。
 - ・ 第1章第2節主業格付けベース結果では、企業を売上高の最も大きい業種に格付けして作成している。企業の売上高の最も大きいもので大分類(「情報通信企業」、「製造企業」、「卸・小売企業」など)を決定し、その大分類の中において小分類ベースでの売上高を比較し、最も大きい売上高で主業(小分類)(「電気通信企業」、「民間放送企業」など)を決定している。(例えば、回答企業が「電気通信業」と「ソフトウェア業」を行っている場合、「電気通信業」の売上高が大きいときは「電気通信企業」に格付けして集計している。)
 - ・ 調査年によって有効回答数が異なるため、経年比較には注意を要する。
 - ・ 第2章では事業ごとに集計をしていることから、複数事業を兼業している企業については、「電気通信事業」、「民間放送事業」及び「有線テレビジョン事業」にそれぞれ集計される。ただし、「資金調達・運用状況」の項目については企業ごとに集計している。このため、例えば「電気通信事業」と「放送事業」の企業数の合計は「通信・放送業全体」に一致しない。
 - ・ 第6章では、映像・音声・文字情報制作のうち、テレビジョン番組制作及びラジオ番組制作を除いて集計している。また、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス企業には、ニュース供給企業を含む。
 - ・ 日本放送協会(NHK)は本調査の対象外であるが、一部関連する箇所においてNHK資料(「日本放送協会 財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書」等)により数値を計上している。
 - ・ 資本金5億円以上の企業で財務省「法人企業統計調査年次別調査票」を提出した企業については、全業種共通事項調査票(調査票①共通事項調査用)の「資産・負債及び純資産」、「売上高及び費用等」の一部に関し、財務省の同データを活用している。
 - ・ 資本金 10 億円以上の企業で総務省「科学技術研究調査票」を提出した企業については、全業種共通事項調査票(調査票①共通事項調査用)の「研究開発費及び研究開発投資」の一部に関し、総務省の同データを活用している。
 - ・ 従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業で「経済産業省企業活動基本調査票」を提出した企業については、全業種共通事項調査票(調査票①共通事項調査用)のすべての項目に関し、経済産業省の同データを活用している。
 - ・ 掲載された数値を他に転載する場合は、『総務省・経済産業省「〇〇年情報通信業基本調査」』による旨を記載すること。

(常時従業者の定義変更について)

- ・ 平成30年調査票改正において、常時従業者の定義については「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」に沿った見直しを行った。これにより、「うち正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」は以下のとおり定義変更したことから、平成29年調査以前と比較する際には注意を要する。

	平成 29 年調査	平成 30 年調査
調査項目名	「うちパートタイム従業者」	「うち正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」
定義	パート・アルバイト	パート・アルバイト、嘱託、契約社員